

# 「入院が必要な肺炎で新型コロナウイルス感染症が否定できない患者」の入院・搬送調整にかかる困難事例・不適当事例の解決に向けて

報告件数： 3件（4月23日（木）～5月20日（水）まで）

## お寄せいただいたご意見についての回答

Q 療養型病院で、入院中の患者についてコロナ感染による肺炎を疑う場合、PCR検査及び転院についてどのような流れになるか。

A

- ・まずは、院内のマニュアル等に従って当該患者の隔離等の感染防止を実施してください。
- ・保健所へ連絡し、PCR検査の実施について調整してください。
- ・感染が確定した場合は重症度に応じて転院とします。転院については搬送手段も含めて保健所で調整します。
- ・患者発生時の初期対応については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について」（令和2年5月1日付事務連絡・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）を参考にしてください。

Q 個人防護具が逼迫している。

A 物資の逼迫については県でも物資調達・配付班を設置しました。医療機関のニーズを踏まえて調達し、供給させていただきます。（問合せ先：奈良県新型コロナウイルス物資調達・配付班 TEL：0742-27-8091 FAX：0742-23-9244）

Q コロナ患者を受け入れている病院が通常の医療提供体制を縮小せざるを得ない状況や、疑似症を含む肺炎患者の受け入れ困難事例が増加している点などから、一般の患者も含めた患者受入体制のキャパが不足している。

A 県内流行の第二波に備え、新型コロナ患者への対応体制も維持しながら、通常診療体制の再開も視野に入れ、できるだけ多くの病院で新型コロナ患者を受け入れられる体制の再構築に取り組みます。各医療機関におかれましては、疑似症を含む肺炎患者等の救急診療に引き続きご協力をお願いします。

## 引き続き事例等をお寄せください

●「入院が必要な肺炎で新型コロナウイルス感染症が否定できない患者」の入院・搬送調整を円滑化するために、過去（直近2か月内）に各病院で「経験した事例」「遭遇した事例」等を県にお寄せください。（様式は任意です）

【新型コロナウイルス疑似症患者 入院・搬送調整円滑化対策 窓口（奈良県 福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療企画係）】